

## 独立行政法人経済産業研究所 中期計画（第2期）

独立行政法人経済産業研究所（以下、「研究所」という。）は、内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うとともに、その成果を活用することにより、我が国の経済産業政策の立案に寄与することを目的に、平成13年4月に設立された。

第一期中期目標期間においては、非公務員型の独立行政法人のメリットを活かし、研究員の人事及び予算執行に柔軟性を持たせることにより、時節時節で変動する多様な政策課題に的確に対応できる体制を構築し、横断的な経済産業政策の立案に寄与してきており、国際的な認知度も累進的に高まっている。

第二期中期目標期間では、こうした経験を最大限活かしながら、急速に進展する少子高齢化と人口減少等の深刻な課題に直面した我が国におけるグローバルな視点からの経済産業政策のあり方などについて、理論的・分析的フレームワークに基づいた政策研究により、経済産業政策の基盤となるような研究成果をもって政策提言を行う。それとともに、政策論争を活性化させるための場を提供し、行政官のみならず、研究者、産業界等の経済産業政策に関係する有識者や専門家の知見や意見を結集させていくことにより、経済産業政策を担う経済産業省の政策立案のプロセスに最大限貢献することを目指すものとする。

なお、研究所が経済産業政策について、内外の研究機関、大学等と差別化を図り、研究機関としての声価を確立していくためには、特徴のある独自の強みを有していることが不可欠である。研究所としては、本計画において、次のような事項をコアコンピタンスと位置づけて、政策研究・提言活動等を実施することとする。

経済産業省が、中期目標期間中、特に継続的な取り組みを求める基盤政策研究領域等について、政策当局と密接かつ持続的な交流によって得られた問題意識と研究成果の蓄積を有すること。

研究成果を広く国際的に発信したり、共同研究を行うことにより、諸外国の研究機関と国際ネットワークを展開し、その一翼を担うこと。

経済産業政策に研究成果が活用されるような政策提言を積極的に行うこと。

経済産業省のみならず他省庁の行政官を非常勤研究員に迎える制度（コンサルティング・フェロー制度）を有することにより、省庁横断的な課題についての研究・提言も行うこと。

異なる専門分野から研究者が参加し、有機的関連を持つ多角的な研究テーマ群の設定により最終的に一つの政策提言としてまとめていく包括的な研究プロジェクトを実施すること。

特定の研究分野の専門家の育成を行い、また、研究領域に含まれるテーマ群をまとめ上げる高いコーディネーションを行う機能を有していること。

経済産業省自身が収集・蓄積している政策関連情報へのアクセスが容易であり、また、公的統計情報に係る個票を用いたパネルデータ分析等に必要環境が整っていること。

ること。

## 1. 中長期的な経済システム改革ニーズと研究領域の設定

研究所は、以下のように研究領域を設定し、その下に各研究プロジェクトを立ち上げ、具体的な政策研究・提言活動を行っていくものとする。

なお、このうち、(1) 少子高齢化社会における経済活力の維持についての総合的な研究、(2) 国際競争力を維持するためのイノベーションシステムについての研究、(3) 経済のグローバル化、アジアにおける経済関係緊密化と我が国の国際戦略に関する研究及び(4) 通商産業政策史の編纂の4領域については、中期目標において、中期目標期間中継続的な取り組みを望むものとして示された基盤政策研究領域であり、各領域に研究主幹をおくとともに、研究所のリソースの少なくとも半分程度は充当するものとする。

### (1) 少子高齢化社会における経済活力の維持についての総合的な研究

他国に例を見ない急激な少子高齢化の中で、我が国の経済活力を維持していくため、経済構造改革推進のための方策、女性、高齢者、若者などの労働力参加率の上昇、労働と資本の生産性の向上、最適な世代間、世代内の給付・負担のバランスを確保する社会保障制度のあり方、効果的な財政政策と財政均衡の回復のあり方に関する多面的かつ統合的な研究を行う。

### (2) 国際競争力を維持するためのイノベーションシステムについての研究

我が国企業が国際競争力を維持していくためには、持続的なイノベーションが不可欠である。しかし、イノベーションは、これを促進する政策も含め、それらを効果測定するのが難しい分野である。したがって、この研究の実施にあたっては、企業、産業レベルのイノベーションとマクロ経済の全要素生産性の相互関係を明らかにする理論的・実証的な分析枠組みが求められる。その中で、我が国産業が置かれている状況や個々の産業技術政策について評価や分析を、イノベーション政策に活用していくことが可能なように行う。

### (3) 経済のグローバル化、アジアにおける経済関係緊密化と我が国の国際戦略に関する研究

経済のグローバル化が益々進展し、特にアジア諸国における経済が急速に緊密化してきている中、国際的な通商ルール(WTO、FTA)や貿易投資の政策展開のあり方についての我が国としての総合的な国際戦略を確立していくことが重要である。我が国としての通商を含むそうした戦略の展開への寄与を目指し、アジアに展開する貿易・直接投資・技術のバリューチェーンと金融・為替制度の変貌を分析し、アジアや世界に向けた政策提言を行う。また、そうした中で、各通商ルールについての運用状況の蓄積や理論的な整理、主要な経済パートナー諸国の経済実態や各々の通商戦略の分析、企業の国際的なビジネス展開を可能としていく事業環境等に関する研究を行う。

#### (4) 通商産業政策史の編纂

通商産業政策の歴史を知ることは、今後の経済産業政策を立案する上でもベースとすべき知見であり、経済学者や歴史学者等の専門家の協力を得ながら、広範な通商産業政策を網羅的、体系的な調査研究を行い、編纂していく。

これら以外については、基盤政策研究領域に隣接する基礎的なテーマ、研究所としてより中長期的観点から行うべきと考えるテーマ、新たな状況変化から必要性が増大したテーマ等を、研究所がより主体的に、所内のプロセスを経て決定し、実施していくこととする。

## **2. 研究・提言のための実施体制・実施方法**

研究所は、前述のとおり、中長期的な経済システム改革の問題に関する調査・研究を行い、理論的・分析的フレームワークに基づいたインパクトある政策研究・提言活動を実現していく。このためには、

研究所が提供する研究成果・提言内容が、高い学術的水準を確保していること、プロジェクトのテーマ設定（アジェンダ・セッティング）が適切なものであり、中長期的な政策立案ニーズに十分合致したものであること、これら研究成果・提言内容を普及するための方策が効果的に実施されること、これら活動のパフォーマンスを向上させるための体制・仕組みが確保されていること、

が必要不可欠であり、具体的には、以下に取り組んでいくものとする。

### **(1) 高い学術的水準の研究成果の確保を図る**

高い学術的水準の研究成果を生み出す観点から、それを可能とする質の高い研究者の確保とこれら研究者の能力を最大限引き出すための研究体制の確保を図る。

また、高い学術水準の研究成果の提供を維持していく観点から、研究成果のクオリティ・コントロール機能を確保する。

### **(研究人材の観点から学術的水準の確保を実現する)**

- 各々の研究領域について、産学官、NPO/NGO、国籍などの枠を越えて各専門分野の第一線級の人的資源を集結させる。これを可能とするために、研究者採用にあたって、非国家公務員型の特長を活かし、任期付任用、裁量労働制や専任型・兼任型等の研究者を惹き付ける多様な雇用形態・給与形態を設定する。
- 研究は各研究領域にテーマ別に設置する「プロジェクト」を基本とする。このプロジェクト単位には、上述の方策によって結集させた一流の外部人材と経済産業省のみならず幅広い省庁等からの政策実務者の双方が参加する。これにより、両者の結点を創造し、これまでの大学、研究機関等ではなし得なかった、学術的センスと政策的センスの融合によるシナジー効果の発揮を促し、政策研究及び研究者の質の向上を図る。
- また、有望な大学院生、ポスドク等の若手研究者を集結させ、政策研究課題を課し、

競争的環境の中で研究を行わせることで、若手研究者の政策研究能力の向上を図る。

### **(研究所が公表する研究成果のクオリティ・コントロールを行う仕組みを確立する)**

- 各々の研究成果がその専門分野毎に信頼のあるレフェリーから厳正な評価を受け、学術的水準の高い研究成果のみが公表されるというシステムを確立する。
- また、研究成果については、研究所内外から幅広いピアレビューを受けるものとし、そのためのピアレビューを行うのに相応しい人材の確保を図る。
- 個々の研究プロジェクトについては、その進行状況等について中間的レビューを行い、必要に応じて拡充、再編、中止等の弾力的な研究実施体制の見直しを図る。
- こうしたプロジェクト・マネジメントについては、経済産業省幹部を交えた会議の開催によって研究テーマを設定する段階、第一線の政策担当者にもコメントを得るべく所内レビューに参加してもらう研究進行プロセスの段階、更には研究成果をとりまとめて行うシンポジウムに政策担当者をパネリストとして参加してもらうことも含めた成果普及段階といった段階毎に、経済産業省との交流を行うこととする。
- 異なる専門分野から研究者が参加し、多角的な研究テーマ群の設定により最終的に一つの政策提言としてまとめていく包括的な研究プロジェクトの実施等に当たっては、これに一定の方向を与え、とりまとめていくコーディネーション機能が重要であり、この機能向上や人材確保にも意を払うこととする。

### **(2) 中長期的な政策ニーズを見据えた適切な研究プロジェクトの設定を実現する**

政策当局との情報交換・意見交換を行いつつ、中長期的な政策ニーズを見据えた適切な研究プロジェクトの設定（アジェンダ・セッティング）とその実現を図るとの観点から、これを可能とするポテンシャルを確保するとともに、現下の政策当局ではなし得ない斬新な発想と行動を研究者がとれる環境を確保する。

### **(適切なプロジェクトの設定とその遂行を実現するためのポテンシャルを確保する)**

- 様々な分野から第一線級の研究者を集結するとともに、これら研究者と政策実務者の間の共同作業を通じて、高度な学術ポテンシャルと政策現場からの問題意識の融合を図る。これによって、適切なプロジェクトの設定が図られる。

### **(政策当局との補完性に留意し、情報交換・意見交換を積極的に行いながら、自由闊達な活動と客観的な研究・提言内容を実現する)**

- 求められる政策課題と研究の方向性を適切に設定し、実際の政策に活用されていくような効果的な政策提言を行っていくためには、基盤政策研究領域における研究のみならず、政策研究機関として自ら課題を見出していくことも必要である。その際、研究所では、政策当局がどのような観点で政策課題を認識し、政策を遂行しているのか等を知ることが重要であり、政策当局との密接な情報交換を行っていくこととする。
- また同時に、現下の政策当局ではなし得ない斬新な発想と行動を研究者がとれる環境を確保していくこととする。政策当局のみならず、多様な分野から人材を集結し、多彩な人的構成の組織とすることで、時々政策立案・実行をミッションとする政策当局ではなし得ないような、斬新な発想に基づく政策研究・提言活動を実現し、政策当局との役割面における補完性を確保する。

- 政策提言は、個々の研究員またはそのグループの責任において行うことで、より明確な主張を世に問うことを主眼とし、組織体としての研究所による提言は原則としては行わないが、特定の大きな政策課題につき、異なる専門分野からの研究者が参加して多角的な研究テーマを包含する包括的プロジェクトも実施し、当該プロジェクトについて包括的なシンポジウムを開催する等によって、まとまりのある政策提言を行うように努めることとする。
- 顧客対象としては、政策当局としての経済産業省が重要であるが、これに限定せず、地方公共団体を含むその他の公共政策機関、政策研究に関わるアカデミア、政策に関心のある国民各層等幅広い範囲を含める。

### **(中長期的ニーズに沿った研究プロジェクトの柔軟な設定とそのための環境を確保する)**

- 研究プロジェクトは固定的なものせず、中長期的なニーズに応じて弾力的かつ柔軟に設定・再編する。これを円滑に行うために、研究プロジェクトの設定・再編に応じて、任期付任用、裁量労働制等の多様な雇用形態・給与形態を積極的に活用して、専門分野の研究者を機動的、弾力的に採用・編成する。

### **(3) これら研究成果・提言内容を効果的に普及するための方策を講じる**

政策研究・提言活動をインパクトあるものにする観点から、様々なツールの積極的で有効な活用とその質的な充実を図るとともに、これら活動の最適化を図るためのレビューメカニズムを確立する。

#### **(インパクトのある充実した提言・普及活動を積極的に展開する)**

- 研究成果の普及・政策提言を効果的・効率的に行うために、多様なツールを多面的・積極的に活用し、かつ密度の濃いものとなるよう努める。具体的には、内部レビューを経て公表した研究論文のウェブサイト上での公表、これらを束ねて政策的インプリケーションも強調し、各階層部にもわかりやすいようにまとめた刊行物の発行、高い学問的な水準での批判に耐えうる「経済政策分析シリーズ」の発行、重要な経済システム改革問題に関して理論的・実証的分析に裏打ちされた政策提言をとりまとめた「経済政策レビュー」の発行等により、高いアクセシビリティの確保を図るとともに、実質的かつ有意義な討論が行えるよう、内外の一流のスピーカー、コメンテーター等の招聘、質の高いテーマ設定と討論材料の提供を前提としたシンポジウム、ブラウンバックランチミーティング(BBL)セミナー等の開催を行う。
- 政策当局としての経済産業省との関係においては、研究プロセスにおける情報交換はもとより、とりまとめられた成果を積極的に政策形成プロセスへフィードバックするように努める。
- アジア経済の統合問題や世界経済の構造的・制度的・法制的諸問題等について国際的な場で積極的に発言するとともに、政策分析研究者の国際的なネットワークづくりに能動的にかかわっていく。

#### **(インパクトのある提言・普及活動を確保するためのメカニズムを確保する)**

- 研究成果の普及・政策提言のツールとなる出版物、ウェブサイト情報、シンポジウム等の会議については、一元的な広報戦略のもと相互ツール間の有機的な連携を図

る（例えば、ウェブサイト上で、シンポジウムの参加申し込みを受け、インターネットでの配信を行うなど、各ツールを効果的に活用して研究所のブランドイメージを維持向上する等）ことで、効果的・効率的な普及を実現する。

- 研究成果及び政策提言に対する意見・評価は、ユーザーに対するアンケート調査等を通じて収集・吟味した上で、経済産業省独立行政法人評価委員会等に報告し、研究プロジェクトの設定、研究成果の質的管理、研究人材の再編・採用等にフィードバックする。

#### **(4) 政策研究・提言活動のパフォーマンスを向上させるための取り組み**

上述の政策研究・提言活動を効果的・効率的に行う観点から、研究所のリソースがその能力を最大限発揮し、研究所のパフォーマンスが向上するよう様々な試みを行うとともに、これらの試みから新たな副次的な効果も狙う。

##### **(データベースの構築と活用に向けた取り組み)**

- 効果的効率的な政策研究の実施には、詳細かつ精度の高い企業データ等の整備と加工が不可欠である。研究所では、公的な統計情報に係る個票を用いたパネルデータ分析に必要な環境が整っているとの利点を十分に活かし、統計データやこれを使いやすい形に加工したデータベースの構築に対し、一層の努力を傾注する。

##### **(情報システムを活用したパフォーマンス向上に向けた取り組み)**

- 種々の政策研究・提言活動を電子ベースで全面的にバックアップすべく、政策に有用な無形の知見・情報、研究所の研究成果・提言内容等を電子媒体として知識ベース化することによって、その利便性を向上させる。また、これらの知識ベースは、原則としてウェブサイト上でオープンにすることで幅広い提供に資する。
- 業務支援システムの構築に当たっては、業務の最適化を図るべく留意するとともに、情報セキュリティ強化と利用者への情報提供等の利便性の向上を図る。

##### **(人的体制における新たな取り組み)**

- 任期付採用、外部兼任研究者等の手法を活用することで、研究プロジェクトの設定・再編に応じて、各々の専門分野の研究者の弾力的採用や最適配置を図る。また、研究プロジェクトにおける個別課題に関して、大学院生やポスドク等の若手の研究者を機動的に活用し、研究活動の効果的・効率的な実施を実現する。
- これらを通じて、研究者に蓄積されている専門的知見の政策立案への活用の機会の拡大を図るとともに、若手研究者の研究活動を行う上での政策的マインドの涵養にもつなげていく。他方、政策実務者は、これら専門的知見を持つ研究者との密接な共同研究、議論を通じて、政策立案能力の向上を図る。
- スタッフに民間のスペシャリストを登用し、政策研究・提言活動のための支援業務を円滑に実施する。

#### **(5) 経済産業省の政策研究能力及び政策立案能力の向上への支援**

研究所は経済産業政策の理論的分析的研究に係るプラットフォームの機能を有しているが、これを活用して、経済産業省の行政官、同省に在籍するコンサルティングフェ

ローの能力の向上を期すこととする。

- 研究の企画段階や研究遂行中における各種研究会、成果を提言するためのシンポジウム、BBLセミナー等の出席について、経済産業省行政官への案内を積極的に行う。
- 経済産業省に在籍するコンサルティングフェローについて、能力の向上に向けて、所属プロジェクトにおいて他の常勤フェローやファカルティフェローとチームアップさせるなどの取り組みを積極的に行う。

## **(6) これら質的側面での充実の結果発出されるアウトプットに関する計画**

研究所は、その政策研究・提言活動において、以上の計画を実現することによって、政策を変更したり、新しい政策を生み出していくような質的に充実したインパクトをもたらしていくものとする。具体的には、以下のような観点での計画の実現を図る。

### **(質的な側面での実現)**

- 中長期的な経済システム改革の視点に基づく斬新な政策研究・提言活動を実現する（時々政策立案・実行をミッションとする政策当局と役割面において補完性を確保する）
- これら斬新な政策研究・提言活動によって、効果の薄い政策の改善・廃止や新しい政策の導入に資する理論的・分析的基礎を提供する
- 政府の意思決定・政策立案に影響力のある書評や有識者間での政策論争に研究所の研究成果・提言内容が関与した実績を確保する
- 研究自体を自己目的化せず、中長期的な政策ニーズに資する政策研究・提言活動を実現する
- 経済産業政策立案プロセスに寄与する質の高い研究成果をあげるため、研究所内での研究マネジメントの方法を明確化し、対外的に公表する。
- 経済産業省に在籍するコンサルティングフェローについて、チームアップ等によって研究能力の向上に寄与する仕組みを構築する
- 研究所において整備したデータベースについて、外部への提供の是非等も含めて検討を行い、最適な利用状況を確保する

### **(指標面でのアウトプットの実現)**

なお、これら質的に充実した政策研究・提言活動を実現した結果として、相応のアウトプットが発出されることも期待される。これらについては、それが生じた様々な背景、要因等によって大きく左右されうる点を十分踏まえる必要があるが、さしあたっては、以下の実現を図るものとする。なお、これらには単なるアウトプットを超えて政策立案プロセスの寄与に直接つながると考え得る項目も含まれているところであり、また、これらについては、質的な側面での充実も重視するものとする。

- 研究テーマの設定並びに研究成果を経済産業政策立案プロセスへの貢献の観点から評価するための経済産業省へのアンケート調査等を通じたユーザーの事後評価において、満足度を、各々3分の2以上確保する

- 開催したシンポジウム，BBLセミナー等の内容についてのアンケート調査等による参加者全体の満足度を、各々3分の2以上確保するとともに、経済産業省から参加した者の満足度も3分の2以上確保する
- 研究成果をとりまとめた研究書を5年間で20冊以上刊行する
- 学術誌、専門誌等で発表された論文数を5年間で160件以上確保する
- 国際シンポジウム、学会等で発表された論文数を5年間で360件以上確保する
- 内部レビューを経て公表した研究論文を5年間で275件以上確保する
- 包括的プロジェクトの成果であるものを含め、シンポジウムの開催件数を5年間で30件以上確保する
- BBLセミナーの開催件数を、5年間で250件以上確保する
- ホームページからダウンロードされた論文については、内部レビューを経て公表した研究論文1本当たり平均毎年2,400件以上確保する
- 電子メールによるニュースレターを月3回以上、印刷物による広報誌を毎年5回以上発行する
- ホームページのヒット件数を毎年40万件以上確保する
- 外部レビューによる研究成果の学術的水準について、全体で上位3分の1の水準を確保する



### 3. 中期計画に関する事項について

中期目標の達成のための中期計画については、以下のとおりの計画を遂行する。

#### (1) 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

上述の1.～2.に掲げられた計画を実現することを通じて、達成を図るものとする。

#### (2) 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

2.(4)に掲げられた計画を実現することを通じて、達成を図るものとする。

なお、人件費については、行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた取り組みとして5年間で5%以上の削減（人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）を行うこととする。

#### (3) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

##### 予 算

[ 運営費交付金の算定ルール ]

毎年度の運営費交付金（G(y)）については、以下の数式により決定する。

$$G(y) \text{ (運営費交付金)} = [ \{ A(y-1) \text{ (一般管理費)} \times a \text{ (一般管理費の効率化係数)} \times -1 \text{ (消費者物価指数)} \} + [ B(y-1) \text{ (業務費)} \times b \text{ (業務費の効率化係数)} \times (\text{政策係数}) \times -1 \text{ (消費者物価指数)} ] + [ C(y) \text{ (退職手当)} + D(y-1) \text{ (人件費)} \times c \text{ (人件費の効率化係数)} \times -1 \text{ (人件費伸び率)} ] - E \text{ (自己収入)}$$

- ・ G(y)は当該年度における運営費交付金額
- ・ A(y-1)は直前の年度における一般管理相当分
- ・ B(y-1)は直前の年度における業務費相当分
- ・ C(y)は当該年度における退職手当見込額
- ・ D(y-1)は直前の年度における人件費相当分
- ・ Eは、自己収入における過去の実績の平均値
- ・ a、b、c、-1、-1、については、以下の諸点を勘案した上で、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な計数値を決定する。

a（一般管理費の効率化係数）：年平均で、前年度比3%以上の削減を達成する。

b（業務費の効率化係数）：年平均で、前年度比1%以上の削減を達成する。

c（人件費の効率化係数）：行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）

に基づき、国家公務員の定員の純減目標(今後5年間で5%以上の純減)及び給与構造改革を踏まえ、毎年度の数値を決定する。

-1(消費者物価指数):前年度における実績値を使用する。

-1(人件費伸び率):人事院勧告による給与改善分を反映する。

(政策係数):法人の業務の進捗状況や、財務状況、新たな政策ニーズ等への対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を総合的に勘案し、具体的な伸び率を決定する。

[注]なお、人件費は「常勤役員及び常勤職員に対し支給する報酬、賞与、その他手当の合計額で、退職金、福利厚生費(法定福利費、法定外福利費)は含まれていない」と定義。

収支計画(平成18年度~平成22年度収支計画)

資金計画(平成18年度~平成22年度資金計画)

[注]予算、収支計画、資金計画の具体的計画は別紙。

[注]財務内容の健全性を確保する観点から、資金の借入の健全性、使途の透明性、資金使途の有効性が損なわれないように努めるとともに、本来得られる収入の機会を逃さず、固定経費が発生する等硬直的な組織運営とならないよう努めることとする。

#### (4) 短期借入金の限度額

(短期借入金の限度額)

- ・運営費交付金の受け入れが最大3ヶ月遅れた場合を想定して、一般管理関係類支出の約3ヶ月分(204百万円)を短期借入金の限度額とする。

(想定される理由)

- ・運営費交付金の受け入れが遅延

#### (5) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

#### (6) 剰余金の使途

- ・調査及び研究業務の追加実施(パイロットスタディの実施)等の政策研究機関としてのパフォーマンス向上のための使途に使用。

#### (7) その他主務省令で定める業務運営に関する事項

施設・設備に関する計画

なし

## 人事に関する計画

### 1) 方針

- ・業務を効果的かつ効率的に実施できるよう研究の実状及び重点化等に則した人員の確保及び人員の最適配置等の人事の円滑化を図る。
- ・業務内容に沿った最適人材の確保とその最適配置を通じて、管理部門への支出を適正なものとしつつ、研究関係部門への重点化を図る。

### 2) 人員に係る指標

- ・流動的な雇用形態（任期付任用、非常勤、兼職等）の占める割合を、50%以上とする。

### （参考1）

1) 期初の常勤職員数 51人

2) 期末の常勤職員数の見込み 51人

研究職員の既存契約の調整や研究活動全般の状況等に応じて、任期付職員に限り必要最小限の人員の追加があり得る。

### （参考2）中期目標期間中の人件費総額

・中期目標期間中の人件費総額見込み 2,233百万円

上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対し支給する報酬、賞与、その他手当の合計額で、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まれていない。

また、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含まれていない。

中期目標の期間を超える債務負担

なし

積立金の使途

なし

(別紙)

予 算

(百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	7,994
受託収入	10
普及業務関係収入	4
計	8,008
支出	
業務経費	6,738
うち 調査及び研究業務関係経費	4,797
うち 政策提言・普及業務関係経費	1,044
うち 資料収集管理等関係経費	897
受託経費	10
一般管理費	1,260
計	8,008

[ 人件費の見積もり ] 運営費交付金のうち、期間中総額 2,233 百万円を支出する。

なお、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対し支給する報酬、賞与、その他手当の合計額で、退職金、福利厚生費（法定福利費、法定外福利費）は含まれていない。

今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含まれていない。

[ 退職手当財源の考え方 ] 退職手当については、運営費交付金を財源とする。

[ 運営費交付金の算定ルール ]

毎年度の運営費交付金（G(y)）については、以下の数式により決定する。

$$G(y) \text{ (運営費交付金)} = \left[ \left\{ A(y-1) \text{ (一般管理費)} \times a \text{ (一般管理費の効率化係数)} \times -1 \text{ (消費者物価指数)} \right\} + \left\{ B(y-1) \text{ (業務費)} \times b \text{ (業務費の効率化係数)} \times \text{ (政策係数)} \times -1 \text{ (消費者物価指数)} \right\} + \left\{ C(y) \text{ (退職手当)} + D(y-1) \text{ (人件費)} \times c \text{ (人件費の効率化係数)} \times -1 \text{ (人件費伸び率)} \right\} \right] - E \text{ (自己収入)}$$

- ・ G(y) は当該年度における運営費交付金額
- ・ A(y-1) は直前の年度における一般管理相当分
- ・ B(y-1) は直前の年度における業務費相当分
- ・ C(y) は当該年度における退職手当見込額
- ・ D(y-1) は直前の年度における人件費相当分
- ・ E は、自己収入における過去の実績の平均値
- ・ a、 b、 c、 -1、 -1、 については、以下の諸点を勘案した上で、各年度

の予算編成過程において、当該年度における具体的な計数値を決定する。

a(一般管理費の効率化係数)：年平均で、前年度比3%以上の削減を達成する。

b(業務費の効率化係数)：年平均で、前年度比1%以上の削減を達成する。

c(人件費の効率化係数)：行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(今後5年間で5%以上の純減)及び給与構造改革を踏まえ、毎年度の数値を決定する。

-1(消費者物価指数)：前年度における実績値を使用する。

-1(人件費伸び率)：人事院勧告による給与改善分を反映する。

(政策係数)：法人の業務の進捗状況や、財務状況、新たな政策ニーズ等への対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を総合的に勘案し、具体的な伸び率を決定する。

[注-1] 上述の予算計画(収支計画、資金計画も含む。)については、一般管理費の効率化係数 3%、業務費の効率化係数 1%、人件費の効率化係数 1%、消費者物価指数 $\pm 0\%$ 、政策係数 $\pm 0\%$ 、人件費伸び率 $\pm 0\%$ と想定し、受託経費、退職手当については、平成17年度の見込みが中期目標期間中同額で推移するものと想定した試算結果を示すものである。

[注-2] 人件費は「常勤役員及び常勤職員に対し支給する報酬、賞与、その他手当の合計額で、退職金、福利厚生費(法定福利費、法定外福利費)は含まれていない」と定義。

収支計画（平成18年度～平成22年度収支計画）

区 別	金 額
費用の部	8,008
経常費用	8,008
調査及び研究業務費	4,797
政策提言・普及業務費	1,044
資料収集管理等業務費	897
受託業務費	10
一般管理費	1,260
収益の部	8,008
運営費交付金収益	7,994
受託収入	10
普及業務関係収入	4
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

資金計画（平成18年度～平成22年度資金計画）

区 別	金 額
資金支出	8,008
業務活動による支出	8,008
翌年度への繰越金	0
資金収入	8,008
業務活動による収入	8,008
運営費交付金による収入	7,994
受託収入	10
普及業務関係収入	4

[注] 財務内容の健全性を確保する観点から、資金の借入の健全性、使途の透明性、資金使途の有効性が損なわれないように努めるとともに、本来得られる収入の機会を逃さず、固定経費が発生する等硬直的な組織運営とならないよう努めることとする。